

# 子育て世帯等臨時特別支援事業のご案内

令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯に臨時・特別の一時金を支給します。最新情報は随時ホームページにてご案内いたします。

- ▶支給対象者 ア. 神崎町より令和3年9月分の児童手当を受給している方  
イ. 所属庁より令和3年9月分の児童手当を受給している方（公務員世帯）  
ウ. 高校生等（15歳の年度末経過後18歳の年度末到達前の者）を養育している者のうち、主たる生計維持者  
エ. 令和4年3月末までに出生した児童の父母等のうち、主たる生計維持者  
**ただし、いずれも児童手当制度の特例給付者および同等の所得がある方は対象外。**

▶支給額 対象児童1人あたり10万円

▶申請方法 【支給対象者「ア」の方】

原則申請不要です。該当している方で、ご案内の文書が届いていない方は保健福祉課までご連絡ください。

【支給対象者「イ」、「ウ」の方】

1月より支給を開始する準備をしております。  
該当する方には、ご案内の文書を発送します。

【支給対象者「エ」の方】

出生時の手続きの際にご案内します。

▶問合せ 保健福祉課 ☎⑦1603



## 相談料は無料です！ 神崎町健康相談ダイヤル24

365日24時間、年中無休で使える神崎町の健康相談ダイヤルです。（神崎町民限定）  
ご自身や大切な家族のためにご利用ください。

☎0120-53-1171

【こんな時に使えます】

- ・不意のケガの応急手当
- ・飲んでいる薬の副作用が知りたい
- ・家族の介護のことで相談したい
- ・子どもが夜中に熱を出した
- ・夜間休日に受診できる医療機関を知りたい

## 就学援助費（入学準備学用品費） を支給します

教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助を行っています。新小学1年生・新中学1年生の学用品費について、入学前に「入学準備学用品費」として支給します。

▶申請書配布期間 1月7日⑤～1月28日⑤

▶申請書配付場所 教育委員会  
（神崎ふれあいプラザ内）

▶申請方法

1月31日⑤までに申請書（所得証明書等添付）に必要事項を記入して教育委員会学校教育係まで提出してください。

▶問合せ 教育委員会学校教育係

☎⑦1601